

令和4年 第2回

農業委員会総会議事録

令和4年2月18日(金) 開催

多摩市農業委員会

令和4年2月18日午後2時、市役所第一委員会室で、令和4年第2回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より令和4年第2回多摩市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は13名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は会長にお願いいたします。

会長(小暮) これより会議を開きます。本日の議事日程は、
日程第1 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
日程第2 第4号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第3 第5号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
日程第4 第6号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
日程第5 第7号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行について、であります。

議事に入る前に、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名することになります。

指名は議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、14番 青木幸子委員、15番 小島豊委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

日程第1 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題とします。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第1 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について(一ノ宮地区 1件)について、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を可とする委員の挙手を求めます。

挙手全員

会長(小暮) 「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、日程第2 第4号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第2 第4号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出(一ノ宮地区 2件)について、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

職務代理(萩原) 整理番号7番の権利取得者は息子さんですか？おいくつくらいですか？

会長(小暮) 息子さんです。年齢は50歳は過ぎていると思います。まだ会社勤めされているようです。ほかに質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3 第5号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第3 第5号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出(関戸地区 1件)について、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4 第6号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第4 第6号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出(落川・乞田地区 各1件)の発行について、補足説明とともに、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

委員(新倉) 整理番号18番の土地について、担当地区委員から補足説明をさせていただきます。もともと小作権契約が締結されている土地で、解約手続きが済んでいないということで、事務局から調査依頼を受け、確認しました。契約された方は、補足説明にあるとおり、48年前にお亡くなりになっていて、現在、息子さんのお嫁さんが介護の状態になっており、実際に私がお話しを伺ったのは、お孫さんでした。口頭で解約をしたということを確認しました。時効という手続き上の判断も適用されるということを含めて確認をさせていただいたものです。説明は以上です。

会長(小暮) ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
次に、日程第5 第7号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行についてを上程します。
事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第5 第7号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書(一ノ宮地区 1件、和田地区 2件)についての発行について、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

農地係長(沖迫) 1点補足させていただきます。整理番号27番の特例農地等に係る明細中、「和田5-」がありますが、これは「和田 字5号」の意味であります。今回表記させていただいているものは、税務署から送付された表記内容をそのまま転記させていただいていることから、「和田5-」となっておりますことをご了解ください。

会長(小暮) ほかに質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
以上をもって本日の議事日程は、すべて終了しました。
よって会議を閉じます。

終了(午後2時25分)